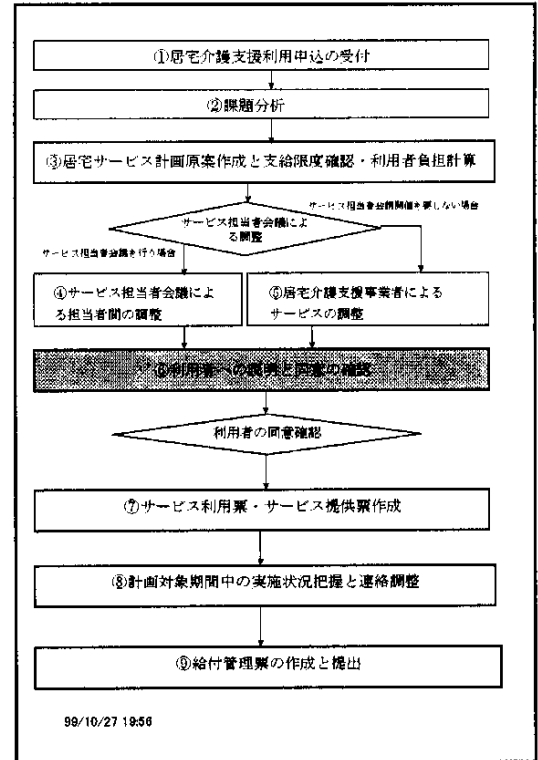


第2段階

利用者への説明と同意の確認

- 「居宅サービス計画原案」について、利用者の同意を得るにあたっては、「居宅サービス計画原案」に位置付けたサービスについて保険給付対象か否かの区分を行い、利用者またはその家族に対してサービスの内容、利用料その他の事項について説明を行わなければならない。



《「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第7号》

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- 同意を得るにあたっては、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を利用者に提示し、以下の点について説明し、同意が得られた場合は、「サービス利用票(控)」に確認(サインまたは押印)を受ける。

【「サービス利用票」において説明すべき内容】

(ア) 1か月分の居宅サービス計画の内容

(イ) サービスの内容及び利用料

※ なお、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」については、保険給付にかかる適切な実績管理を行う必要があることから、保険給付対象分の記載に限定している。

このため、保険給付対象外のサービス内容や、保険給付対象外も含めた利用者負担総額については、あわせて提示する「週間サービス計画表」等への記載を踏まえ利用者へ説明することとなる。